

4 法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類を添付した場合

① 評価機関の技術的審査

A : 認定申請書 2部
B : 技術的審査依頼書 2部
C : 添付図書 2部



② 評価機関の適合証交付

適合証が交付 : B + A + C + 適合証

交付されたものをそのまま添付

③ 所管行政庁への認定申請

正本 :

A + C + 適合証

副本 : 認定申請書 + Cの写し + 適合証の写し

※ Cの添付書類の中に「2 住宅以外の用途に供する建築物又は建築物の部分」、「3 住宅のみの用途に供する建築物又は建築物の部分」に掲げる添付図書がない場合は、当該添付図書を添付してください。